

令和5年(㉔)第1号 老朽美浜3号機運転禁止仮処分申立事件

債権者ら 林 広和ほか8名

債務者 関西電力株式会社

準備書面(14)

(避難計画について債務者の主張書面(7)に対する反論)

2024年1月17日

福井地方裁判所民事部 御中

債権者ら代理人 河 合 弘 之

同 井 戸 謙 一

同 笠 原 一 浩

ほか

本書面では、避難計画について、債務者の主張書面(7)に対する反論を述べる。

目次

第1 船舶安全法、航空法の対策よりも原発ははるかに充実した対策が求められる	3
第2 屋内退避による放射線防護の効果はわずか	4
1 債務者は欧米の家屋を前提としており日本家屋にあてはめられない.....	4
2 債務者の主張の前提が不明	4
3 公衆被ばく限度は年間 1 mSv	4
4 IAEA との比較に意味はない.....	5
5 債務者の主張によっても 37%しか低減されない.....	5
6 換気の指示についての規定はない	6
7 債務者の主張する最終的な被ばく量は福島第一原発事故の10分の1を想定	7
第3 地震による原発事故時の避難計画の不備、欠落.....	8
1 生命、身体を保護するために不可欠であり、「裁量に委ねられる」ものではない	8
2 「臨機の判断に委ねられる」ものでもない	9
3 債務者の主張の変遷	10
4 複合災害の場合に予め避難場所を特定する等の具体的な避難計画が無い..	12
第4 原発が立地する町へ避難することの不合理	12
第5 安定ヨウ素剤の適時服用ができない	14
1 放射性ヨウ素を体内に取り込む前の服用	14
2 放射性ヨウ素の挙動をリアルタイムで把握できない.....	15
3 屋内退避・避難中にも放射性ヨウ素を体内に取り込む.....	18
4 国は安定ヨウ素剤の服用時期を答えられない	19

第1 船舶安全法、航空法の対策よりも原発ははるかに充実した対策が求められる

1 債務者は、船舶について救命胴衣や救命艇等の救命設備が備えられていたとしても、真冬の大荒れの海で沈没し、救命艇が転覆すれば、救助に至らないこともあり得るとし、また航空機において救命胴衣が備えられていたとしても、何らかの不具合により飛行中の航空機が墜落すれば、乗員乗客の救命を保証する対策など存在しないとして、それでもなお船舶が海を渡り、航空機が空を飛ぶことを許されているのは、事故時の安全対策としてどこまでのものを要求するかが政策判断に委ねられているためであると主張する（主張書面（7）6頁）。

2 しかし、船舶も航空機も救命設備を備えているのに対して、原発事故時の避難計画は、実現可能性もなく、実効性も備えておらず、船舶や航空機でいう救命設備を備えていない状態である。特に、地震による原発事故時の避難計画は、準備書面13で述べたとおり、実現不可能である。

原発事故時の避難計画は、救命設備を備えていないと同視できるのであるから、最低限、実現可能で、実効性のある内容を備えることは、「生命、身体を保護」（原子力災害対策特別措置法1条）するために不可欠である。これは、債務者の主張するような「政策判断に委ねられる」ものではなく、必須の備えである。

第2 屋内退避による放射線防護の効果はわずか

1 債務者は欧米の家屋を前提としており日本家屋にあてはめられない

債務者は、債権者が債務者の引用する甲85は欧米の家屋が対象であるところ、甲85を作成した研究者は、屋内退避の効果は住居の特性（建築様式等）に依存するため、日本特有の住居に対応した被ばく低減効果を評価する必要があると指摘したことについて、「同報告が欧米の家屋を対象としていることは債権者らの指摘のとおりである」として、債権者の主張を認めた（主張書面（7）7頁）。

したがって、甲85に基づいて内部被ばくを防ぐ効果が木造家屋で75%低減されるとの債務者の主張は、欧米の家屋を前提としたものであって、日本家屋にあてはめることはできない。

2 債務者の主張の前提が不明

また債務者は、乙280・17頁～20頁を引用して、近年の日本家屋においてもプルーム通過後数時間では内部被ばくの低減効果が大きいことが示されていると主張する（主張書面（7）7頁）。

しかし、乙280の研究では、どのような家屋を対象としているのかについて、コンクリート造の家屋2つが図示されているだけで、「その他、集合住宅3軒+木造家屋4件で実験中」とあるだけで、詳細が不明である。

したがって、債務者の主張は結論を論ずる前提を欠く。

3 公衆被ばく限度は年間1 mSv

債務者は、100 mSv以下の被ばくについて、債権者の主張する公衆被ばく限度年間1 mSvは平常時の被ばくに関する告示に過ぎず、避難を要するような異常事態における被ばくに必ずしも適用されるものではないと主張する（主張書面（7）8頁）。

しかし、これまで述べてきたとおり、債務者の主張する100 mSvという値は、国内法に取り入れられていない。国内法で公衆被ばく限度として規定されているのは、年間1 mSvである。避難時の公衆被ばく限度について特段の規定がないのであるから、平常時の公衆被ばく限度年間1 mSvが適用されるのである。そのように解さなければ、原発事故からの避難における住民らの被ばく量は青天井になる。

したがって、公衆被ばく限度を緩めようとする債務者の主張は理由がなく、「生命、身体の保護」を目的とする原子力災害対策特別措置法（1条）にも反する。

4 IAEA との比較に意味はない

債務者は、原子力災害対策指針のOILの値がIAEAのOILの値よりも低い水準であると述べたり、「原子力災害事前対策の策定において参照すべき線量のめやすについて」（乙282）が一週間で実効線量100 mSvと設定していることなどを挙げて、原子力災害対策指針の値は、国際基準に照らしても遜色のないものとなっていると主張する（主張書面（7）8頁、9頁）。

しかし、原子力災害対策においては、「国民の生命、身体を保護」（原子力災害対策特別措置法1条）が目的とされているのであるから、国内法に取り入れられていない、かつ、国民の被ばく量を増やす内容の値と比較する意味がない。

5 債務者の主張によっても37%しか低減されない

(1) 債務者は、債権者が乙150の研究は日本の一般木造住宅とはかけ離れたものを対象としており、日本の一般住宅では被ばく量はそれよりも増大すると指摘したところ、「日本の一般住宅における被ばく量が、乙150号証10頁に記載の大規模な建屋モデル

を用いた研究結果よりも増大するであろうこと自体は債務者も否定するものではない。」(主張書面(7)10頁)と認めた。

したがって、債務者による、乙150を引用して外部被ばく量と内部被ばく量の合算において55%の被ばく線量低減効果があるとの主張は、日本の一般住宅には当てはめられないことに争いがなくなった。

- (2) また、債務者は、床面積100㎡の非RC造(木造等)建屋では37%の被ばく低減効果があることが示されており、床面積1300㎡の非RC造(木造等)の建屋での被ばく低減効果が45%であることに照らせば、債権者らのいう日本における一般的な床面積の木造建物においても、被ばく低減効果は見込まれると主張する(主張書面(7)10頁)。

しかし、なぜ床面積の異なる建屋の被ばく低減効果を比較して、そのような結論が導かれるのか不明である。

また、債務者の主張によっても、床面積100㎡の建屋で37%の被ばく低減効果しかない。つまり、70%近くもの大半の放射線量が低減されることなく、住民らを被ばくさせるのである。

したがって、債務者の主張によっても、屋内退避による放射線防護の効果はほぼない。

6 換気の指示についての規定はない

- (1) 債務者は、債権者が甲86・スライド29を引用して、放射性プルーム通過後に換気をしなければ、家屋の開口部から入り込んだ汚染空気が屋内に残っているため、屋内退避の効果がないと指摘したことについて、換気をすればさらなる被ばく低減効果がある旨を主張した(債務者の主張書面(2)58頁)。

(2) これに対して債権者が、放射性プルーム通過後に換気をする規定はなく、いつ誰がどのようなタイミングでどの地域に対して換気の指示をするのか、また換気を止めるように指示をするのが全く不明であると指摘した。

そうすると、債務者は、「換気を行った場合についての記載は付加的なものに過ぎない」（主張書面（7）11頁）と述べ、債権者の上記指摘には何も反論しなかった。

(3) したがって、債務者が主張した換気をすればさらなる被ばく低減効果がある旨の主張は、いつ誰がどのようなタイミングでどの地域に対して換気の指示をするのか、また換気を止めるように指示をするのが全く不明であり、実現可能性がない。

そのため、放射性プルーム通過後に換気できないことになり、屋内退避をすると屋内に入り込んだ放射性物質によって被ばくすることになり、放射線防護の効果はないのである。

7 債務者の主張する最終的な被ばく量は福島第一原発事故の10分の1を想定

債務者は、乙282（「原子力災害事前対策の策定において参照すべき線量のめやすについて」）を引用して、地域住民等の公衆が受ける被ばく線量は50 mSv／週程度以下、20 mSv／年程度以下に抑える水準であることが原子力規制委員会の試算により確認されている旨を述べる（主張書面（7）11頁）。

しかし、乙282に想定する原発事故の規模は、「適合性審査において評価された重大事故シナリオを超える100 TBq^{テラベクレル}に相当するもの」と記載されている（乙282・2頁）。

これは、重大事故等対策が有効な場合に放出される放射性物質の量である（乙29（「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方に

ついて) 161頁)。この放出量は、福島第一原発事故の約100分の1でしかない。

しかし、避難計画は第5層の防護階層であり、各防護階層が独立して有効に機能することが求められる深層防護を「徹底」する原子力災害対策特別措置法の規定(4条の2)に基づけば、第4層の重大事故等対策が機能しない場合でも、第5層の避難計画によって住民らの生命、身体を保護することができるものでなければならない。

したがって、債務者の主張(100テラベクレルしか放出されない)のように、第4層の重大事故等対策が有効であることを前提に考えてはならない。

少なくとも、第4層が機能しなかった福島第一原発事故の放出量を想定することが不可欠である。

したがって、第4層が有効に機能することを前提に、福島第一原発事故の10分の1の放出量しか想定せずに、最終的な被ばく量について述べる債務者の主張は、前提を誤っている。

第3 地震による原発事故時の避難計画の不備、欠落

1 生命、身体を保護するために不可欠であり、「裁量に委ねられる」ものではない

- (1) 債務者は、債権者が債務者の引用する乙151(「若狭町地域防災計画(原子力災害対策編)」)・87頁には、実際に個別の住民がどの施設に避難するのかという具体的な規定はなされていない旨を指摘したことに対して、「避難計画策定段階においてどこまでを具体的に定め、どこからを災害発生時の個別具体的な状況に応じた臨機の判断とするかは、避難計画を策定する国や地方公共団体

の専門技術的裁量に委ねられるべき事項である。」と主張する（主張書面（7）12頁）。

- (2) しかし、地震大国の日本では、地震による原発事故が起きた場合に、屋内退避中に地震によって家屋が倒壊する恐れが生じ、避難しなければならない事態に陥ることは、十分にあり得る。

国会事故調査委員会も、「本事故（引用者注：福島第一原発事故）を踏まえ、複合災害の場合を具体的に想定し、いかなる事態においても対応できるように法令を整備する必要がある。」（甲150・538頁）と指摘している。

- (3) したがって、地震によって屋内退避ができない場合に住民がどの施設に避難するのかという具体的な規定は、最低限、住民の生命、身体を守るために必須である。債務者の主張するような「専門技術的裁量に委ねられるべき事項」ではない。

2 「臨機の判断に委ねられる」ものでもない

- (1) また債務者は、「美浜地域の緊急時対応」（乙135）で、①「地震による家屋の倒壊等により、家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため市町にて開設する近隣の指定避難所等に避難を実施」するものとされ、②「全面緊急事態となり、屋内退避指示がでていながら余震が発生し、・・・屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先することが重要」とされている（乙135・90頁）などをあげ、「災害発生時の個別具体的な状況に応じた国や地方公共団体による臨機の判断に委ねられている。」と主張する（主張書面（7）12頁）。
- (2) しかし、①については、事前に避難所を定めていなければ、単に地震だけが発生した場合でも十分な収容人数を持つ避難所を設

置できないことは、今回の令和6年能登半島地震でも明らかになった。すなわち、石川県輪島市では、開設された避難所160か所のうち、市の指定避難所は35か所にとどまり、8割近くが自主避難所や市が臨時開設した避難所となっている。これは市の想定を上回る被害が市内全域で発生したためである。(甲201)

原発事故を起こすような大地震が発生した場合は、地震による被害だけでも広域にわたることは容易に想定できる。そのような広域な被害が発生した場合に、債務者の引用する「近隣の指定避難所等に避難を実施」との規定だけで、事前に十分な収容人数を持つ避難所を具体的に準備することないままに、住民らの避難に対応できるはずがない。令和6年能登半島地震の際に、地震からの避難すらできなかつたのであるから、それに加えて放射線から避難することなどおよそ不可能である。これは本件避難計画の不備・欠落であり、「臨機の判断に委ねられている。」ものではない。

- (3) また②の「屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先することが重要」については、地震による原発事故時には家屋の倒壊等によって屋内退避ができない場合を容易に想定できるにもかかわらず、「地震に対する避難行動を最優先」とするだけで、具体的に住民がどの施設に何人、どのようにして避難するのかが不明である。

平時から準備をしていない避難所を大地震による原発事故時に準備できないことは今回の令和6年能登半島地震でも明らかになった。

3 債務者の主張の変遷

- (1) 債務者は、「美浜地域の緊急時対応」(乙135)では、UPZ内

において、「地震による家屋の倒壊等により、家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため市町にて開設する近隣の指定避難所等に避難を実施」等との記載があり（乙135・90頁）、かかる記載が地震と原発事故が複合した場合を想定するものであることは疑いがなく、債権者らの①の主張（災害ごとに別々に規定されている地域防災計画からは、（国会事故調報告書も求めているところの）地震と原発事故の複合災害の想定が抜け落ちており）は誤りであると主張する（13頁、14頁）。

しかし、債権者が上記①の主張をした前提は、債務者が「防災基本計画には原子力災害対策編以外にも、地震災害対策編、津波災害対策編、風水害対策編、雪害対策編等が定められている。これらを踏まえ、地域防災計画では、それぞれの地方公共団体に必要となる地震災害等の自然災害への対策等の定めがなされており（乙152「福井県地域防災計画（各編）・福井県石油コンビナート等防災計画」、乙153「滋賀県地域防災計画」）、複合災害を想定していないとする債権者らの主張には理由がないと主張したこと（債務者の主張書面（2）60頁）に対するものである。

この債務者の主張は、地域防災計画が原子力災害、地震、津波風水害、雪害といった災害ごとに定められていることを述べるものであり、これに対して、債権者は、「地震によって原発事故が発生した場合（地震と原発事故が併発した複合災害）の具体的な避難計画が定められていない」（債権者の準備書面（6）12頁）と反論した。

つまり、債権者の主張は、災害ごとに別々の地域防災計画を定めるのではなく、地震と原発事故が併発した複合災害についての具体的な避難計画が不可欠である旨を指摘している。

債務者は、債務者自らが主張した災害ごとの地域防災計画についての主張を無視して、「美浜地域の緊急時対応」を新たに持ち出して債権者の主張が誤りだと述べている。これは論点のすり替えであって、債務者の主張が変遷している。

4 複合災害の場合に予め避難場所を特定する等の具体的な避難計画が無い

債務者は、債権者が「美浜地域の緊急時対応」（乙135）には船舶やヘリコプターの搭乗可能人数、操縦者はどこから何名確保するのか、被ばく量が年間1 mSvを超えても操縦者の協力を得られるのか等、具体的な内容は何ら記載されていないことを主張したこと

（債権者の準備書面（6）14頁）に対して、「避難計画の事前の策定段階で、ありとあらゆる事態を詳細に想定し、想定した事態ごとに対策を予め細部にわたり具体的かつ詳細に定めることは現実的とはいえず、避難計画策定段階においてどこまでを具体的に定め、どこからを災害発生時の個別具体的な状況に応じた臨機の判断とするかは、避難計画を策定する国や地方公共団体の専門技術的裁量に委ねられるべき事項である。」（主張書面（7）14頁）と主張する。

しかし、債権者が指摘しているのは、地震によって避難経路の道路が使用できない場合の対策である。これは、地震大国日本では容易に想定される、ごく基本的な事項であり、「ありとあらゆる事態」ではない。むしろ、このごく基本的な事項すら定められていない本件避難計画の不備、欠落は重大な欠陥である。

第4 原発が立地する町へ避難することの不合理

- 1 債務者は、債権者が敦賀半島は活断層の巣ともいふべき地域であり、これらの活断層の一つが巨大地震を起こした場合に、隣接する

活断層が次々と連動することも十分に考えられること、1995年1月17日に発生した兵庫県南部地震（阪神淡路大震災）では震度7の時点が神戸市須磨区鷹取から宝塚市の一部まで約30km超の範囲に広がっていること（甲156）を挙げて本件原発から約30kmから約45kmに位置する大飯原発、高浜原発が本件原発と同時多発的に原発事故を起こす可能性を想定した上での実現可能な避難計画は策定されていないと主張したことに対して、①保守的なパラメータ設定をし、不確かさを考慮しているなどと主張し、②本件原発から約30kmの大飯原発や約45kmの高浜原発に伝わるときは地震動は相当小さくなるため、これらの原発が同時に地震によって安全機能を喪失することは益々考えられないと主張する（主張書面（7）14頁、15頁）。

2 しかし、①については、基準地震動の策定に当たって考慮すべき事項を考慮していないこと、また債務者の設定する基準地震動が観測記録にも整合しておらず不合理であることなどは、これまで申立書、準備書面で指摘してきたとおりである。

②については、兵庫県南部地震で約30km超の範囲にも震度7が広がっているという実例がある。また、今回の令和6年能登半島地震でも、震度7を観測した志賀町から直線距離で約60kmに位置する珠洲市でも震度6強を観測している。これらの実例に照らせば、地震により本件原発で事故が起きた場合に、大飯原発や高浜原発でも同時多発的に原発事故が起きることは十分に考えなければならぬ事態である。

第5 安定ヨウ素剤の適時服用ができない

1 放射性ヨウ素を体内に取り込む前の服用

- (1) 債権者は、債務者が安定ヨウ素剤の服用は、放射性ヨウ素の吸入摂取又は体内摂取前に限られず、放射性ヨウ素にばく露後も数時間は抑制効果が期待できる旨を主張したこと（債務者の主張書面（2）17頁）に対して、債務者の主張は放射性ヨウ素を体内に取り込むことを許容する前提であり、これは原子力災害対策特別措置法の目的である「原子力災害から国民の生命、身体・・・を保護すること」（1条）に反している旨を主張した（債権者の準備書面（6）17頁）。

これに対して、債務者は、①債権者らはそもそも安定ヨウ素剤の適時服用が必須である（適時服用による取り込み抑制が必須である）と主張していた（申立書192～194頁）にもかかわらず、②そもそも取り込み抑制では足りず、取り込みをゼロにできない限り避難計画には不備があると主張を変遷させるのであれば、それはゼロリスク論の一種ともいべき極端な立場であり、③原子力発電所に係る幾重もの安全対策にもかかわらず、万々が一放射性物質が環境に異常な水準で放出される事態が発生した状況を想定して、住民等の被ばくをできるだけ軽減して被害の拡大を防止しようとする原子力災害対策の趣旨を理解せずになされたものと主張する（主張書面（7）16頁）。

- (2) しかし、①②について、債権者の主張は変遷していない。債権者の主張は、安定ヨウ素剤の適時服用ができない避難計画の不備欠落を主張するものである。債務者は安定ヨウ素剤の服用時期について放射性ヨウ素にばく露後も数時間は抑制効果が期待できる旨を強調するものの（主張書面（2）63頁）、住民の生命、身体

を保護するために最も重要なのは、放射性ヨウ素を体内に取り込む前に安定ヨウ素剤を服用できるか否かである。債務者は、その点についての議論を避けている。

- (3) また、②について、被ばくをすればするほど発がんリスクは増加すると考えられているのであるから、放射性ヨウ素を取り込む前に安定ヨウ素剤を服用しなければならないことは当然に必要なである。

放射性ヨウ素を体内に取り込まないという主張は、債務者のような「ゼロリスク論の一種ともいえるべき極端な立場」などではない。一民間事業者の施設の事故によって、住民が発がんリスクを負わなければならない理由はない。

- (4) ③について、債務者は住民らが被ばくすることを許容する主張を繰り返しており、それがなぜ原子力災害対策の趣旨を理解した主張になるのか不明である。

原発事故時の避難計画は、住民らの生命、身体を保護する目的（原子力災害対策特別措置法1条）に基づき策定されるものである。これに照らせば、まずは住民が被ばくしない避難計画、仮に被ばくするとしても年間1 mSv以下におさまる避難計画の策定が求められる。債権者らの主張は、同法の目的に適うものである。

2 放射性ヨウ素の挙動をリアルタイムで把握できない

- (1) 債務者は、債権者が原子力災害対策指針は実測値を用いているため、放射性物質の挙動を後追いするに過ぎず、住民一人一人に安定ヨウ素剤の服用指示が適時にきちんと伝わるための時間的余裕を持った時期に安定ヨウ素剤の服用指示を出すことができないと指摘したことに対して、原子力災害対策指針において「PAZ 外においては、全面緊急事態に至った後に、原子力施設の

状況や緊急時モニタリング結果等に応じて、避難又は一時移転と併せて安定ヨウ素剤の配布及び服用について、原子力規制委員会が必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示を出す」(乙124、76頁)とされており、緊急時モニタリングの結果(実測値)はいかなる場面でも常に服用指示の判断に用いられるわけではないと主張する(主張書面(7)17頁)。

しかし、債務者は、予測値も実測値も使わずに安定ヨウ素剤の服用指示を出す場合もある旨を述べるだけで、放射性物質の挙動を後追いするだけで安定ヨウ素剤の服用指示を適時に出せないとの債権者の主張に対して反論していない。

債務者の主張するような、予測値も使わず、実測値も使わずに、「原子力施設の状況」のみで、放射性物質がいつどこへどのくらい拡散しているかの把握はできない。そうすると、放射性ヨウ素の挙動も把握できず、安定ヨウ素剤の適時服用指示を出すこともできない。

(2)ア 債務者は、ヨウ素サンプラーによる実測値は、緊急時モニタリングによる実測値の一部でしかなく(乙283・18～22頁、39頁)、さらには、緊急時モニタリングの結果(実測値)はいかなる場面でも常に服用指示の判断に用いられるわけではなく、原子力施設の状況との総合的な考慮により、適時に服用指示を出すこととされていると主張する(主張書面(7)17頁、18頁)。

イ(ア)しかし、乙283・39頁をみると、敷地外の「空間放射線量率」の測定対象は「 γ 線」(ガンマ線)であるところ、ガンマ線を放出する放射性物質は多数あり、放射性ヨウ素(ガンマ線とベータ線を放出)の量を把握するものとはいえ

ない。

(イ) また、敷地外の「環境試料中の放射性物質濃度」の測定は、土壌や飲料水などを各地で採取して、分析する方法であり（乙 283・52 頁）、リアルタイムで放射性物質の挙動を把握するものとはいえない。

(ウ) 敷地外の「大気中の放射性物質濃度」の「モニタ測定対象」は「全β線」（全ベータ線）とされており（乙 283・39 頁）、放射性ヨウ素も含まれる。

ただし、「大気モニタでは、ろ紙により粒子状のヨウ素を捕集することはできるが、ガス状のヨウ素を捕集することはできない。」とされ、オートサンプルチェンジャー付きヨウ素サンプラで採取した試料をゲルマニウム半導体検出器で測定した結果を用いるなどして、全放射性ヨウ素の濃度を算出するとされており（乙 283・50 頁）、結局は、ヨウ素サンプラによる測定が必要になる。

(エ) 敷地外の「大気中の放射性物質濃度」の「ろ紙分析 対象核種」（乙 283・39 頁）によると、「γ線放出核種」の中に「I-131」（ヨウ素 131（放射性ヨウ素））があり、ろ紙の分析によって、放射性ヨウ素を測定することになっている。そして、ヨウ素サンプラでは粒子状の放射性ヨウ素濃度及びガス状の放射性ヨウ素濃度を得ることができ、これらの濃度を合算することで全放射性ヨウ素の濃度を算出し、被ばく評価に活用するとされている（乙 283・50 頁）。

(オ) 以上のとおり、ヨウ素サンプラによる放射性ヨウ素の測定は、債務者の主張するような「ヨウ素サンプラによる実測値は、緊急時モニタリングによる実測値の一部でしかない」

と軽視できるものではなく、粒子状及びガス状の放射性ヨウ素濃度を得られる唯一の測定方法であり、安定ヨウ素剤の適時服用の判断にとって極めて重要である。

3 屋内退避・避難中にも放射性ヨウ素を体内に取り込む

- (1) 債務者は、「屋内退避中に建物の開口部から入り込んだ放射性ヨウ素を吸い込んでしまうとの主張については、もとより屋内退避による被ばく量の低減効果は100%ではなく、それゆえに非案計画に不備があるとするのであれば、それはゼロリスク論の一種ともいべき極端な立場である」（主張書面（7）18頁）と主張する。

しかし、屋内退避中に開口部から放射性物質が屋内に入り込むことによる被ばくについては、換気をしない限り、屋内退避の効果がない旨の指摘がなされている（甲86・スライド29）。換気についての規定がない現状の避難計画では、放射線防護の効果がない屋内退避を実施することになり、これでは放射性物質の漂う屋外に待機することと同じである。債権者の主張は、債務者のこのような「ゼロリスク論の一種ともいべき極端な立場」ではなく、研究結果に基づく主張である。

- (2) 債務者は、「避難のために屋外へ出て安定ヨウ素剤の配布場所に向かうまでに放射性ヨウ素を吸い込んでしまうとの主張についても、通常、放射性プルーム（放射性物質）の通過後は短時間のうちに空間放射線量率が低下する（乙134・1頁）」と主張する（主張書面（7）19頁）。

しかし、放射性プルームは、風に乗って漂うのであり、風向きは刻一刻と変化する。屋外へ出て安定ヨウ素剤の配布場所に向かうまでも、風向きは変化することは十分あり得る。したがっ

て、債務者の主張するような、プルームの通過後は空間放射線量が低下するという前提で考えることはできない。

4 国は安定ヨウ素剤の服用時期を答えられない

債務者は、新潟県原子力災害時の避難方法に関する検証委員会において、内閣府が、安定ヨウ素剤の服用指示について「けっこう難しいオペレーション、飲むタイミングというのはとても難しいです。専門的知見が必要になってきます。ですので、・・・原子力規制委員会の方でタイミングを判断させていただく」（甲156・27頁）と述べていることを引用し、「要するに、国自身は判断できるが、専門的知見が必要であり、地方公共団体への回答として一義に示すのは難しいというのが内閣府の考えである。」と主張する（主張書面（7）19頁）。

しかし、債務者の引用する箇所から「国自身は判断できる」と解することはできない。同委員会で安定ヨウ素剤の服用時期について委員から何度も質問があった末に、国は服用時期を答えられなかったのである（経過は、債権者の準備書面（6）19頁）。同委員会には、新潟県が柏崎刈羽原発の避難計画を検証するために設置した公的な委員会であり、市民からも注目されており、国としては安定ヨウ素剤の服用指示ができることを示す絶好の機会であったものの、複数回の委員会を経ても、結局は、何ら具体的なケース、時期を回答できなかったのである。

債務者の主張は、委員会の議論の経過を無視しており、誤りである。

以上